

【新旧対比表】ETCカード法人会員規約 2025年12月9日改定

・主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
2025年3月3日改定 MUFGカード・ETCカード法人会員規約	2025年12月9日改定 ETCカード法人会員規約
一般条項	一般条項
第9条(債権譲渡または立替払いの承認)	第9条(立替払いの承認)
<p><u>1.当社と当該道路事業者間の契約が債権譲渡契約の場合、本会員は、本カードを利用した結果生じた道路事業者の本会員に対する債権を、当該道路事業者が直接、あるいは提携クレジットカード会社、Visa Worldwide Pte. Limited またはMastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して、当社に譲渡することにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。</u></p> <p><u>2.当社と当該道路事業者間の契約が立替払い契約の場合、本会員は、本カードを利用した結果生じた道路事業者の本会員に対する債権について、当該道路事業者に対し直接立替払いをすること、あるいは立替払いをした結果発生した債権を提携クレジットカード会社、Visa Worldwide Pte. Limited またはMastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して、当社に譲渡することにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。</u></p>	<p>本会員は、本カードを利用した結果生じた道路事業者の本会員に対する債権について、当該道路事業者に対し直接立替払いをすること、あるいは立替払いをした結果発生した債権を提携クレジットカード会社、Visa Worldwide Pte. Limited またはMastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して、当社に譲渡することにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。</p>
第17条(遅延損害金)	第17条(遅延損害金)
<p>1.法人会員等は、未払債務につき期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、未払債務の全額に対し<u>年14.55%</u>(1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>2.法人会員等は、約定支払額の支払いを遅滞したときは、約定支払日の翌日から完済の日に至るまで、約定支払額に対し<u>年14.55%</u>(1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>1.法人会員等は、未払債務につき期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、未払債務の全額に対し<u>年14.40%</u>(1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>2.法人会員等は、約定支払額の支払いを遅滞したときは、約定支払日の翌日から完済の日に至るまで、約定支払額に対し<u>年14.40%</u>(1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p>
個人情報の取扱いに関する同意条項	個人情報の取扱いに関する同意条項
第28条(与信目的による個人情報の取得、保有、利用)	第28条(与信目的による個人情報の取得、保有、利用)
<p>個人事業主たる本会員、本会員の代表者(以下これらを総称し「代表者」といいます。)および代表者申込者(以下これらを総称し「代表者等」といいます。)ならびに管理責任者、管理責任申込者(以下これらを総称し「会員構成員等」といいます。)は、本契約(本申込みを含みます。以下同じ。)および本契約以外の契約に係る当社との取引の与信判断および与信後の管理のため、および本契約に係る法人会員との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下的情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を当社および法人会員が保護措置を講じたうえで各自取得、保有、利用することに同意します。</p> <p>(1)会員構成員等の<u>本人を特定するための情報</u>(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、役職、社員コード等、住居状況等、運転免許証等の記号番号等)、実質的支配者、取引目的、事業内容、その他入会申込時や入会後に会員構成員等が所定の申込書等に記載した、または当社に提出した<u>書面等に記載された情報</u>(会員構成員等による届出等によりこれら的情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>個人事業主たる本会員、本会員の代表者(以下これらを総称し「代表者」といいます。)および代表者申込者(以下これらを総称し「代表者等」といいます。)ならびに管理責任者、管理責任申込者(以下これらを総称し「会員構成員等」といいます。)は、本契約(本申込みを含みます。以下同じ。)および本契約以外の契約に係る当社との取引の与信判断および与信後の管理のため、および本契約に係る法人会員との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下的情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を当社および法人会員が保護措置を講じたうえで各自取得、保有、利用することに同意します。</p> <p>(1)会員構成員等の<u>本人に関する情報</u>(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、役職、社員コード等、住居状況等、運転免許証等の記号番号等)、実質的支配者、取引目的、事業内容、その他入会申込時や入会後に会員構成員等が所定の申込書等に記載した、または当社に提出した<u>書面等に記載された、あるいは申告いただいた情報</u>(会員構成員等による届出等によりこれら的情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
第33条(利用中止の申出)	第33条(利用中止の申出)
第29条第2項による同意を得た範囲で会員構成員等の個人情報を利用している場合であっても、会員構成員等から中止の申出があったときは、業務運営上支障のない範囲で、第29条第2項(1)、(2)、(3)記載の目的での利用を中止する措置	第29条第2項による同意を得た範囲で会員構成員等の個人情報を利用している場合であっても、会員構成員等から中止の申出があったときは、業務運営上支障のない範囲で、第29条第2項(1)、(2)、(3)記載の目的での利用を中止する措置

【新旧対比表】ETCカード法人会員規約 2025年12月9日改定

・主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
<p>をとります。ただし、請求書等に同封される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。また、中止の措置については、本規約末尾に記載の <u>MUFGカードコールセンター</u> にご連絡ください。なお、当該利用中止の申出により当社および道路事業者の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員構成員等はあらかじめ承認するものとします。</p> <p>第35条(お問合せ窓口) 個人情報の開示・訂正・削除についての会員構成員等のお問合せや利用中止、その他のご意見の申出につきましては、本規約末尾記載の <u>MUFGカードコールセンター</u> にご連絡ください。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を設置しております。</p> <p>〈お問合せ・相談窓口等〉 お支払い、本規約についてのお問合せ・ご相談、宣伝物・印刷物の送付等営業案内の中止のお申出については、下記 <u>MUFGカードコールセンター</u> にご連絡ください。 三菱UFJニコス株式会社 <u>MUFGカードコールセンター</u> ナビダイヤル 0570-050535 または 03-5489-6165(*) 〒460-8355 愛知県名古屋市中区大須 4-11-52 <u>(*)名古屋に着信いたします。</u></p>	<p>をとります。ただし、請求書等に同封される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。また、中止の措置については、本規約末尾に記載の <u>三菱UFJニコスコールセンター</u> にご連絡ください。なお、当該利用中止の申出により当社および道路事業者の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員構成員等はあらかじめ承認するものとします。</p> <p>第35条(お問合せ窓口) 個人情報の開示・訂正・削除についての会員構成員等のお問合せや利用中止、その他のご意見の申出につきましては、本規約末尾記載の <u>三菱UFJニコスコールセンター</u> にご連絡ください。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を設置しております。</p> <p>〈お問合せ・相談窓口等〉 お支払い、本規約についてのお問合せ・ご相談、宣伝物・印刷物の送付等営業案内の中止のお申出については、下記 <u>三菱UFJニコスコールセンター</u> にご連絡ください。 三菱UFJニコス株式会社 <u>三菱UFJニコスコールセンター</u> ナビダイヤル 0570-050535 または 03-5489-6165 〒460-8355 愛知県名古屋市中区大須 4-11-52 <u>〒150-8015 東京都渋谷区道玄坂 1-3-2</u></p>

以上